知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（案）に関する意見募集の結果について

令和７年 12 月５日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

知的障害者福祉法施行令の一部を改正する政令（案）について、令和７年 10 月 25 日（土）から同年 11 月 23 日（日）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	精神や身体でも同様のことをやってほしい、	身体障害者につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和７年政令第 85 号）において、同様の措置の対象としております。 精神障害者につきましては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第９条第２項において、虐待を受けている精神障害者も同様の措置の対象としております。

※上記のほか、４件の本件に関係ない御意見をいただきました。